

令和8年3月25日

利根町長 山崎 誠一郎 様

利根町下水道事業運営協議会
会長 坂野 喜隆

下水道使用料適正化について（答申）

利根町下水道事業運営協議会規則（昭和55年3月27日規則第4号）に基づき、令和6年9月20日付け利生下第88号により、本協議会に諮問のあった下水道使用料適正化について、慎重に審議した結果、以下のような結論に達しましたので答申いたします。

なお、下水道使用料適正化にあたっては、下記の事項に配慮され、まちづくりの将来像であります「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に努められるよう要望いたします。

記

下水道は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、雨水排水による浸水防除という役割を有し、町民生活にとって必要不可欠なインフラである。利根町の下水道事業を取り巻く環境は、将来的な人口減少に伴う下水道使用料収入の減少、物価高騰による施設維持管理費の増加及び下水道施設の老朽化対策に要する経費の増加など、多くの課題がある。

下水道事業は、一般会計との適切な費用負担の下、経費をその事業に伴う収入によって賄う受益者負担・独立採算が原則であり、将来にわたって安定的かつ自立性をもって事業を継続する必要がある。

中長期的な経営の基本計画として、令和7年3月に「利根町下水道事業経営戦略」（以下、「経営戦略」とする。）が策定され、汚水処理費を下水道使用料で賄っていない原価割れの状況や、老朽化した管路の改修・更新費用の増大とそれに伴う企業債残高の増加見込みなどが経営課題として示された。経営戦略では、これらの課題を解消するため、少なくとも5年毎に経営戦略の見直し及び下水道使用料改定の検討を行うことが計画されている。

本協議会では、下水道使用料適正化に関して、計5回にわたって審議を行った結果、次のとおり意見を集約したので答申する。

1. 答申内容

下水道事業の健全な経営を維持し、将来にわたり安定したサービスを提供するため、下水道使用料を改定案とすることが妥当である。

2. 改定の主な理由と方針

(1) 下水道使用料水準

将来の施設更新等に伴う財源不足を見据え、今後 20 年間（令和 9 年度～令和 28 年度）で生じる財源不足額を見込み、1 立方メートル当たりの平均単価を約 161.8 円、改定率 34.8%と設定し、中長期的な経営の安定化を図るものである。

(2) 下水道使用料体系

現行の体系は、排出量の多寡にかかわらず単価を均一とした単一型従量使用料制を採用しているが、これを基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制と、排出量の増加に応じて 1 立方メートル当たりの使用料単価を高く設定する累進使用料制を組み合わせた体系とする。

これは、下水道法の趣旨に照らして合理的であり、多くの団体に採用されている。なお、利用者間の公平性を確保する観点から、基本水量を設けない体系（1 立方メートルから従量料金が発生）とする。

(3) 基本使用料

使用水量の多寡に関わらず発生する固定的経費は、その性質上、本来は基本使用料で回収すべきものである。現在の使用料体系では基本使用料を設定していないが、原則のとおり基本使用料を設定すると 2,140 円と高額になってしまうため、固定的経費の一部は従量使用料で賄うこととし、安定的な収入確保のため 1,100 円に設定する。これは基本水量 10 立方メートルの近隣類似団体の水準（1,100 円～1,500 円）とも整合するものである。

(4) 従量使用料（水量区分及び累進度）

下水道施設は汚水の最大処理量を想定して整備されるため、排水量が大量になるほど施設整備費等が増加することになる。そのため、大口使用者ほど使用料単価を高くすることで、小口使用者と負担の公平性を確保するものである。累進度の設定にあたっては、使用水量区分ごとの利用者分布や大口使用者の状況等を勘案し、一部の使用者に過度な負担を強いることがないように調整する。

下水道使用料体系（案）

（1か月当たり消費税抜き）

区分	汚水量	現行	改定 (案)	比較増減
基本使用料		0円	1,100円	1,100円
従量使用料	1 m ³ から 10 m ³ まで	120円	30円	△90円
	11 m ³ を超え 20 m ³ まで	120円	160円	40円
	21 m ³ を超え 50 m ³ まで	120円	164円	44円
	51 m ³ を超える	120円	169円	49円

汚水量別下水道使用料の現行と改定（案）の比較

汚水量	現行	改定（案）	比較増減
5 m ³	600円	1,250円	650円
10 m ³	1,200円	1,400円	200円
20 m ³	2,400円	3,000円	600円
30 m ³	3,600円	4,640円	1,040円
40 m ³	4,800円	6,280円	1,480円
50 m ³	6,000円	7,920円	1,920円
100 m ³	12,000円	16,370円	4,370円
300 m ³	36,000円	50,170円	14,170円
500 m ³	60,000円	83,970円	23,970円
1,000 m ³	120,000円	168,470円	48,470円

3. 付帯意見

(1) 下水道事業の財政検証と経営の安定

現在、下水道事業会計は、汚水処理費を下水道使用料で賄うことができず、一般会計繰入金を投入して収支を合わせている。

国からは、公共料金としての安定性、長期間設定による予測の不確実性を考慮し、「3年から5年」を目途に下水道使用料改定の必要性を検証し、使用料適正化と経費回収率の向上に取り組むよう要請がある。

さらに、国は上記取組を社会資本整備総合交付金の交付要件としており、利根町においても、この趣旨に沿って、公営企業の経営原則である受益者負担の観点に立ち、下水道使用料の適正な水準の確保に努められたい。

(2) 経営の効率化と必要人員の確保

下水道事業会計の支出については、維持管理費の削減が難しい中、今後は、管路の更新や耐震化等の改良工事といった大きな投資計画が控えている。

そのため、投資についてはストックマネジメント計画を踏まえて投資を平準化し、必要な資金及び人員の確保と施設の確実な整備を両立させるとともに、維持管理費についても、さらなる民間活用等により経営の効率化に努められたい。

(3) 下水道使用者への使用料改定の周知徹底

使用料改定の実施に当たっては、その趣旨や内容等を下水道使用者へ周知し、理解していただくための十分な周知期間を設け、かつ、効果的な広報活動を行うことを求める。

4. 利根町下水道事業運営協議会協議経過

回数	開催年月日	協議内容
第1回	令和7年8月8日	令和6年度策定の「経営戦略」の振り返り 使用料体系, 使用料適正化の方向性について
第2回	令和7年10月1日	使用料算定期間, 使用料改定の必要性, 使用料対象経費の 算定, 資産維持費の算定, 使用料改定水準, 使用料体系案 について
第3回	令和7年11月12日	使用料対象経費, 使用料改定水準, 利用者群, 基本使用料 と累進度, 使用料体系について
第4回	令和7年12月19日	基本使用料と累進度, 使用料体系について
第5回	令和8年2月6日	答申案の検討・作成